

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会
第 1 回 定 例 教 育 委 員 会

令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 3 時 0 0 分開会

議事日程

第 1 開 会

第 2 教育長職務代理者挨拶

第 3 議 事

議案第 1 号 県教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校教育委員会相互の
任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて

議案第 2 号 「鉢盛クラブ」創設に向けた基本方針等について

議案第 3 号 部活動地域移行に伴う学校施設利用の方針について

議案第 4 号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部
改正について

議案第 5 号 県費負担教職員の勤務時間等に関する規程の全部改正について

報告第 1 号 令和 7 年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第 1 回臨時会の
日程について

報告第 2 号 令和 7 年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第 1 回臨時会の
提出予定議案について

報告第 3 号 いじめの現状と対応について

報告第 4 号 「体罰に係る実態把握調査」の結果について

報告第 5 号 不登校の現状と対応について

報告第 6 号 組合立鉢盛中学校への再生可能なエネルギーの導入について

報告第 7 号 学習用 1 人 1 台端末の更新に係る国が定めた整備計画の策定につ
いて

第 4 その他

第 5 閉 会

出席委員（3名）

教 育 長 百 瀬 司 郎
職 務 代 理 者
教 育 委 員 村 山 晴 美

教 育 委 員 中 村 八 重 美

事務局職員出席者

事務局長 赤羽 志穂
事務局次長 小西 えみ
次長補佐 降 籬 基
主任 三浦 佑太
朝日村
教育次長 上 條 靖 尚
総括
コーディネーター 幅 誠一郎

事務局次長 山 名 博 夫
事務局次長 内 山 真由美
次長補佐 牧 垣 孝 一
山形村
教育次長 古 畑 佐登志
中学校長 藤 松 隆 雄

◎開 会

○事務局次長（小西えみ） 定刻前でありますけれども、皆さんおそろいですので、始めたいと思います。

開会に先立ちまして、事務局からご報告させていただきます。

伊佐治教育長の辞職に伴いまして当組合の教育長が組合議会第1回臨時会まで空席となっておりますので、本日は職務代理者の朝日村教育長、百瀬委員に議事を進めていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

◎教育長職務代理者挨拶

○教育長職務代理者（百瀬司郎） 大変お忙しい中ご苦労さまです。

ただいまご紹介いただきましたように私のほうから議事を進めさせていただきます。不慣れでございますが、皆様にご協力をいただきながら務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

ただいまから令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合第1回定例教育委員会を開催いたします。

◎自己紹介

○教育長職務代理者（百瀬司郎） それでは、本年度第1回目でありますので、事務局職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

校長先生、それから事務局職員の順をお願いしたいと思います。

○中学校長（藤松隆雄） 改めまして、こんにちは。今年度より鉢盛中学校校長として着任をいたしました藤松隆雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- 事務局長（赤羽志穂） 事務局長の松本市教育委員会教育次長の赤羽志穂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局次長（山名博夫） 事務局次長の松本市教育委員会教育監兼学校支援室長の山名博夫と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局次長（小西えみ） 同じく事務局次長の松本市教育委員会教育政策課長、小西えみと申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局次長（内山真由美） 同じく事務局次長の松本市教育委員会学校教育課長の内山真由美と申します。よろしくお願いいたします。
- 総括コーディネーター（幅 誠一郎） 部活動の地域移行のコーディネーターを務めます松本市教育委員会学校教育課の幅誠一郎と申します。よろしくお願いいたします。
- 山形村教育委員会（古畑佐登志） お世話になっております。事務局次長の山形村教育委員会の古畑佐登志と申します。よろしくお願いいたします。
- 朝日村教育委員会（上條靖尚） 同じく事務局次長の朝日村教育委員会教育次長をしています上條靖尚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局次長補佐（降籬 基） 事務局次長補佐、松本市教育委員会教育政策課の課長補佐をしております降籬基と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局次長補佐（牧垣孝一） 同じく次長補佐、松本市学校教育課係長の牧垣孝一と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局主任（三浦佑太） 事務局主任を務めます松本市教育委員会学校教育課の三浦佑太と申します。よろしくお願いいたします。
- 教育長職務代理者（百瀬司郎） ありがとうございます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長職務代理者（百瀬司郎） それでは、続いて会議録署名委員の指名をしたいと思います。
- 本日の会議録署名委員は村山委員、中村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議事進行

- 教育長職務代理者（百瀬司郎） それでは、議事進行に入ります。
- 本日は議案が5件、報告7件の計12件となっております。結構多くなっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 県教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会相互の任免及び人事に関する了解事項の取り交わしについて

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、早速であります、議事に入ります。

まず初めに、議案第1号であります、県教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会相互の任命及び人事等に関する了解事項の取り交わしについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

説明は着座のままで結構です。

○事務局次長（小西えみ） 資料1ページをご覧ください。

こちらは例年取り扱っていただいているものでございますけれども、1の趣旨でございます。長野県教育委員会と当組合教育委員会が教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員の任免その他進退等に関して了解事項を取り交わすことについて協議をお願いするものです。

これに関わっての了解事項、覚書につきましては、別紙1、2となります。

まず、別紙1、了解事項をご覧ください。資料の3ページになります。

1、教職員の任免その他の進退については、(1)、(3)は校長、教頭それぞれについて任命、その他の進退については長野県教育委員会と組合教育委員会が十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものです。

なお、(2)の副校長については該当いたしません。

また、ここには市町村教育委員会という表現になっておりますけれども、組合教育委員会も含むことを県教育委員会に確認してありますのでご承知おきください。

(4)教職員の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。そして(5)教員の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申することになっています。

また、2の令和8年度教職員人事異動の基本方針では、人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、当組合教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力するものとなっています。

3は、以上の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行うことになっています。

別紙覚書については、後ほど説明させていただきます。

4の人事の仕組みの検討につきましては、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとなっています。

また、5の人事異動方針の見直しについては、人事異動の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行うものです。

おめくりいただきまして、別紙2、覚書をご覧ください。

1の教職員の人事について、(1)から(5)は、先ほどの了解事項と同じですが、(1)から(3)のイについては、いずれも内申書を提出することになっています。

(4)のイは、校長は立案に当たっては、当教育委員会と十分に連携を図るもの、また、

ウでは、校長の立案を踏まえ、内申書を作成し提出することになっています。

また、下の2の連絡の方法について、(1)では、長野県教育委員会は、常時当教育委員会と連絡を取り合うことになっております。

次のページ、(2)では、特に連絡をする機会として10月から2月において、担当主幹主事は連絡の機会をつくるとし、その際の当教育委員会の出席者は原則、教育長とするとしています。

1ページにお戻りいただきまして、3の実施期間は、教育委員会議決の日から令和8年5月31日までとなっております。

根拠法令につきましては裏面に添付してございますので、ご覧ください。

説明は以上です。

○教育長職務代理人(百瀬司郎) ありがとうございます。

それでは、この件につきまして質疑、意見のある方はご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○教育長職務代理人(百瀬司郎) よろしいですか。例年のとおりでございますので、よろしくをお願いします。

また、意見、質疑等ないようでありますので、それでは、これより採決をいたします。

本案については原案どおり可決するというご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長職務代理人(百瀬司郎) 異議なしということです。

よって、議案第1号は原案どおり可決と認めます。

◎議案第2号 「鉢盛クラブ」創設に向けた基本方針等について

○教育長職務代理人(百瀬司郎) 続きまして、議案第2号 「鉢盛クラブ」創設に向けた基本方針等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小西事務局次長。

○事務局次長(小西えみ) 資料は7ページになります。

1の趣旨をご覧ください。

鉢盛中学校における中学校部活動の地域移行に伴い、「鉢盛クラブ」の創設に向けた基本方針等について協議をお願いするものです。

2の経過でございますが、これまで複数回の部活動地域移行関係者会議が開催され、鉢盛クラブの定義、会費、運営方法などについて協議を重ねてまいりました。2月17日の定例会におきまして業務委託の予算が可決しましたので、4月1日、TOYBOXとの業務委託契約が締結され、具体的な移行準備が進められています。また、学校側や保護者への説明会も

随時開催してきました。

3の鉢盛クラブの基本方針ですが、別紙1をお願いいたします。9ページになります。

鉢盛クラブの基本方針（案）でございますが、1の目的として、鉢盛クラブには大きく2つの目的がございます。1つ目が、生徒に対し、放課後や休日の安心・安全で継続的なスポーツ・文化活動の場を提供し、心身の健やかな成長と社会性の育成を促すことです。2つ目といたしまして、学校部活動の地域移行を円滑に進めながら、教員の負担軽減を図ること、同時に地域のスポーツ・文化活動の担い手を育成し、地域コミュニティの活性化も目指していきます。

2の対象ですが、鉢盛クラブの主な対象は、鉢盛中学校区の中学生ですが、近隣地域の生徒も参加が可能です。さらに、活動内容に応じて、小学生や一般の地域住民の参加も検討し、地域みんなのクラブとして多世代が交流できる場を目指してまいります。参加は任意で、誰もが気軽に参加できる開かれたクラブを運営していきます。

3の活動内容をご覧ください。

スポーツ活動や吹奏楽、美術、合唱など文化活動、または地域の特色を生かした活動を行ってまいります。活動場所は、生徒の移動負担を軽減するため、基本的に学校施設を利用します。ただし、冬期などグラウンド利用が難しい場合は地域の公共施設や民間施設も柔軟に活用してまいります。

活動の方針としては、無理なく楽しく継続できることを基本としていきます。個々のペースや興味に合わせた活動を重視し、大会参加を強制せず、希望に応じて大会参加も可能としていきます。

4の運営体制です。（1）ですが、指導は地域指導者を中心に、大学生ボランティアや外部指導者、地域の技術者など多様な人材を活用してまいります。指導者には登録制度を設け、定期的な研修などを通じて質の高い指導を維持してまいります。

（2）の運営主体ですが、運営主体としては「鉢盛クラブ移行準備検討協議会」で行政、学校、クラブ団体が連携して方針を協議し、クラブ全体の調整や財政管理などは「地域クラブ連絡事務局」が担当してまいります。

（3）の財政面ですが、財政面では国や自治体の補助金、参加費を主な財源とし、持続可能な運営体制を構築してまいります。参加費は、適正に設定し、就学援助受給者には一部補助も行ってまいります。

ページをめくりまして、10ページ、5の安全・安心の確保でございますが、スポーツ安全保険に加入し、事故などに備えます。また、緊急時の連絡体制や避難マニュアルを整備し、子供たちの心身の健康を第一に考えた運営を徹底してまいります。

基本方針案については以上です。

続きまして、鉢盛クラブの運営スキーム（案）をご覧ください。

横になりますけれども、11ページをお願いいたします。

1の全体構造としては、下の概要図と合わせて見ていただきたいと思いますけれども、鉢盛クラブは、行政、調整機関、学校、地域、教職員など多様な関係者が連携して、持続可能で、安心・安全な活動を目指していくものです。

その中核で、鉢盛クラブ移行準備検討会議によりまして、役割を明確にしながら、運営体制構築と改善を図っていきたいと考えています。

3の鉢盛クラブ移行準備検討会議の役割としては、会議の開催と運営に関する意思決定機関として、アからカに記載してありますとおり、年間の活動方針や課題に対する検討、地域説明会などを担っていきます。

4の各関係者の役割でございます。（1）の組合事務局としては、全体の統括、教育委員会や議会への進捗状況の報告、予算措置などを担っていきます。（2）の連絡事務局（TOYBOX）でございますが、こちらに関しては鉢盛クラブの統括、参加費などの財政管理、クラブの運営支援、情報発信などを、また（3）鉢盛中学校は施設の提供、生徒や保護者への案内、活動の見守りなど、（4）の地域指導者につきましては、技術指導や育成、安全管理の徹底、指導者同士の連携などを担っていただくことを考えています。

5の鉢盛クラブへの移行スケジュールは表のとおりとなっておりますが、今年度の7月から12月にかけて試験的な休日クラブの活動を開始して、課題などを検討しながら、令和8年7月以降は平日も含めて本格稼働の予定を考えています。

資料、お戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。

5の今後の進め方でございますが、（1）の運動系の部活は夏の大会終了後、文化系の休日に部活動が行われている合唱部、吹奏楽部は冬の大会が終わった時期を目安に、休日の指導者が確保できたクラブから鉢盛クラブへと移行していきます。

（2）の会費については、鉢盛クラブとして一律とする方法や活動量で設定する方法、クラブごとに決定する方法等考えられますけれども、公平かつ適正な金額となるよう検討してまいります。また、会費徴収方法についてはアプリケーションの活用なども検討してまいります。

（3）の音楽室のセキュリティについては、音楽室裏の非常階段から入退室を想定して、7月以降の利用開始を目指していきます。

8ページをお願いいたします。

（4）ですが、この地域移行の取組については次回の議会本会議後の議員協議会で報告を予定しています。

参考に、その下、現在の部活動の状況でございます。鉢盛中学校では5月22日現在、全体生徒の約69%が部活動に加入しています。吹奏楽部46名、美術部44名、陸上部24名の加入者が特に多くなっています。部活動指導員は現在5名が配置されております。

説明は以上です。

○教育長職務代理者（百瀬司郎） ありがとうございます。

それでは、この件について質疑、意見のある方、ご発言をお願いします。

中村委員。

○委員（中村八重美） 基本方針はおおむね理解をしました。

今後の進め方というところ、7ページの5番のところですが、一番問題になっていた音楽楽器、吹奏楽等の貸出しができないとかというようなことで、今、非常階段から退出ができるようにという取組みもしているとの報告をいただきましたが、とても感謝をしたいと思っています。できるだけ鉢盛中学校での活動ができればよいと感じています。

それから、指導者は今のところ5名とお話でしたが、どの程度がクラブになるか、もう少し進捗状況をお知らせいただければと思います。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 小西事務局次長。

○事務局次長（小西えみ） 今ここにある5名は部活動指導員ということなので、クラブの指導員ではないです。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 今までの継続という感じですね。

○事務局次長補佐（降籬 基） 今TOYBOXと私のほうで、ここ2週間にわたって土曜日に部活動指導員の意向調査ということで面接のほうを一人ずつさせていただきました。現時点の結果といたしましては、クラブ化されても引き続き指導者として関わっていただけるというご了承をいただいておりますので、恐らく、まず7月から試行運用的に始める段階としては部活動指導員さんが関わっているところがメインで、まずはクラブ化してみて、ほかのクラブも指導者が見つかり次第、クラブ化していくといったような流れになっております。

以上です。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 中村委員。

○委員（中村八重美） 部活動の指導者に前向きに捉えてもらえれば、クラブとして始まっていくということでしょうか。

○事務局次長補佐（降籬 基） そうですね、まずは土曜日の移行ということになりますので、顧問の先生方にも兼職兼業で今後も引き続き携わっていただけるかという調査をさせていただきまして、本日TOYBOXからその結果をいただいています。今のところ、現在よりも負担が軽減されるのであれば希望するというのが男子ソフトテニス。また、条件によっては希望するというのが女子バレーボール、吹奏楽、合唱です。これは恐らく部活動指導員がいるところに関してはその方がメインで、あとは兼職兼業の先生方がサポートで入っていくような形になるかと思います。

それ以外にも、ソフトテニスに関しましては、朝日村のソフトテニスクラブの方がぜひこの鉢盛クラブの創設に当たってはご協力していただけるというような話になっていますので、今後そういった方も参入していただきながら、クラブ化に向けて進めていければと思っています。

以上です。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

中村委員。

○委員（中村八重美） もう一点よろしいでしょうか。施設の使用料や会費も負担がかかってくるというようなお話もあるわけですが、できるだけ中学生の活動の部分では負担できるところは負担していったらということで要望ですが、できるだけ保護者負担は軽減を望むところ です。

以上です。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 要望ということですか。

○委員（中村八重美） はい。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

ほかにありましたら、お願いします。

村山委員。

○委員（村山晴美） ありがとうございます。幾つか質問させていただければと思います。

鉢盛クラブの基本方針案ということで、次は協議会のほうにということで提出がされるということですが、これはいつ付で発行される予定でしょうか。

○事務局次長（小西えみ） 議会でご報告させていただくので、議会後ということになります。

○委員（村山晴美） 案が取れるという認識でよろしいでしょうか。

○事務局次長（小西えみ） はい。

○委員（村山晴美） 案が取れると、基本方針は、頻繁に変わらないと理解をします。

2の対象のところですが、（2）で、「活動内容に応じて、小学生や一般の地域住民の参加も検討し」とされていますが、「参加をし」あるいは検討要素を除くなど明確な表現に修正する方がよいと思いました。

その他は「活動内容のスポーツ活動など」のなどのようなあいまいな言葉はなるべく避けるべきではないかと感じました。

あと運営スキームの概要図で行政、調整機関、学校とあり、それに対して4番の各関係者の役割ということであるのですが、（1）から（4）について役割が合っているかどうかというのはもう一度精査していただいたほうがよいのではないかと感じました。

特に（2）の鉢盛クラブ連絡事務局と地域指導者の役割について、地域指導者に偏った負担がいかないように連絡事務局を外部委託している形になっているので、例えば（4）のウにありますスポーツ保険の加入は、事務的な手続なので、地域指導者が担当することが適切であるか再検討した方がよいのではないかと思います。

あと7ページの5番にある今後の進め方の（3）ですけれども、音楽室のセキュリティのところ、今年度の当初予算とかに入っていた内容なのでしょうか、それとも全くそれとは別ですか。

○事務局次長（小西えみ） 予算に含まれています。

○委員（村山晴美） はい、ありがとうございます。

以上です。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、回答できるところはありますか。

小西事務局次長。

○事務局次長（小西えみ） 基本方針につきまして、あいまいな言葉が含まれていますので、松本市の方針とも比べたりして修正できるところはしていきたいと考えています。ありがとうございました。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） その辺りはまた見ていただくということで。スキームはどうですか。

○事務局次長（小西えみ） ここに書かれているのはクラブとして保険に入ることを義務づけるという意味で考えていたので、事務手続の流れは修正したいと思います。

○委員（村山晴美） 個人情報の管理という観点もあるので、申し上げさせていただきました。

○事務局次長（小西えみ） ありがとうございます。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 村山委員、よいですか。

○委員（村山晴美） はい。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） そのほかに私のほうから。今村山委員からお話があった9ページの基本方針の対象のところ、小学生や一般の地域住民の参加を検討しというところは、検討する。およそこれは認めていくような方向でということですか。

○事務局次長（小西えみ） はい。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 分かりました。

あと連絡事務局がTOYBOXのほうにというような話をしてきているのですが、これはここの場所はやはり運営とかそういったことがしやすいからということでしょうか。

○事務局次長（小西えみ） 地元の企業ということもありますし、独自にクラブを運営している実績もあり、手厚くやっています。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 例えば常駐とか、そういった、あるいは教育委員会とか、そういうところではなくて、TOYBOXのほうでやるという形がやはり望ましいということですか。

○事務局次長（小西えみ） 会計事務などの事務が多く、当初は一人雇用してというふうにしていったのですが、やはり一人で役割というのは大変荷が重い業務だということで、この委託ということで進んでいます。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 業者委託の方針で。

○事務局次長（小西えみ） そうですね。2月定例会で承認を得ています。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、この件について、ほかに質疑、質問、またご意見があれば、よろしいでしょうか。

村山委員。

- 委員（村山晴美） 一つだけ。連絡事務局をTOYBOXが受託することで決まったということで、その受託期間は1年間で更新していくという形とか、決まっていますか。
- 事務局次長（小西えみ） はい、1年です。
- 委員（村山晴美） 次の年もやるかやらないかということは、例えばTOYBOXの管理状況、何か指標をもって評価されるとか、適正に管理をされているとか、そういったことも契約の中では取り交わしをされているという理解で合っているでしょうか。
- 事務局次長（小西えみ） 今年度の状況を見て、引き続きになるか、契約になると思うので、状況は分かりませんが、そういうしっかりやっていただけるかという状態を見ていきたいと思います。
- 委員（村山晴美） ありがとうございます。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） 更新の際はそのようなチェックがかかるということですね。ほかにありますでしょうか。
- なければ、私のほうから。難しいかもしれませんが、8ページの加入条件から見て、夏から動きが出てくると思うのですが、生徒たちの受け止めの状況とか、今年に入っている部活動、去年と違った動きとか、校長先生、お感じになっているところがありますか。
- 中学校長（藤松隆雄） 恐らくですね、事前に、例えば中学校1年生は中学校に上がってくる段階で、自分たちが3年生になるころには部活がなくなって、クラブに移行されるということは保護者等にしっかりと説明されてきていて、その上で入部という形で多くの子供たちが入ってきていますし、そういう中でほかのクラブに流れていく数も一定数いると聞いていますので、そういった流れをある程度把握した上で現在の活動をしていこうということで、何人かはクラブ化されたときに部活がなくなれば自分はもうやめるという風に考えていらっしゃるというふうに聞いていますので、ある程度そういった先の状況も見据えて現在の活動をしているというふうには受け止めております。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） 3割くらいは部活に入っていないという状況ですが、ほかの団体に加入しているという子供もいるかと思うのですが、全く属さないというような子供もいるかと思います。その人数とか承知はしているのでしょうか。
- 中学校長（藤松隆雄） 今すぐ何人というのは出てきません、申し訳ございません。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） 大体とかいうのも。
- 中学校長（藤松隆雄） 申し訳ございません。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） 全く属さない人数の把握は難しいですか。
- 中学校長（藤松隆雄） 部活動の未加入者というのは年々増えていますので、7割入っているというのはかなり入っているのかなとは受け止めてはいますけれども。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） はい、分かりました。ありがとうございます。
- 委員（中村八重美） それと関連していいですか。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、中村委員。

○委員（中村八重美） では、今の部活動の現在の様子は伺いましたが、保護者にも何回かご説明をさせていただいているところですが、保護者の反応とか、理解をしてくださっている状況等はどうでしょうか。

○中学校長（藤松隆雄） このことについて、保護者との対面をしたのは、5月に開かれた運営委員会のみなので、どの程度受け入れていらっしゃるかということをしかりとお答えすることはできないのですけれども、様々な意見が出されましたので、これだけ丁寧に進めていただいているものの、今後の不安は教員にもあるし、保護者の中にも一定数あるかなというのは感覚であります。ただ、スケジュールとしてこういうふうな段階で、ここに書かれているような団体に移行していくということは保護者の皆様にも十分認識されていると思います。

他校の校長先生の話を見ると、どの学校も1年生の部活動加入率が高く、3年生になると部活がなくなるという状況を理解したうえで入部しているかは掴めない状況です。本校の場合はそのまま鉢盛クラブに移行できるというような安心感を持って入部されているのではないかと。ただ、ここまで具体的に進んでいるので、細部に関する不安も出てくる段階と思っています。

○委員（中村八重美） 十分保護者の意見も聞いていただいたりとか、基本方針がある程度出されていますが、やってみて変わるところもあると思うので、柔軟性を持ちながら対応していただけたらと思います。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） よろしいですかね。

鉢盛中学校の生徒はおおむねこの移行について理解をし、スムーズな移行になってきているのではないかとこのように受け止めさせていただきましたが、そんなことでよろしいですか。

村山委員。

○委員（村山晴美） 一つだけよろしいでしょうか。保護者の立場で発言させていただくと、5月にご説明があったときに、部活動ごとに今年度の部活動はどういう活動をしていきますかという保護者会がありました。その中で今年1年生で入ってきたお子さんは土日は別の活動になります、来年からは鉢盛として平日の活動は基本なくなっていきますということが、競技によって進捗度がやはり違うのです。早いところはもう外の活動に、各いろんな中学が合体してやっている活動に入っていきます。1年生の場合、今年は鉢盛のユニフォームで出ますが、来年からは鉢盛のユニフォームでは出られなくなります。しかし、1年生は今年鉢盛というユニフォームを上下全部買いそろえます。来年は新しいクラブのユニフォームを着ないと大会に出られない。そうするとお下がりというのも限界があって、集めようと思って集められず、ユニフォームがないから出られません、となってしまうたら、子供たちの活動を妨げてしまうという恐れがあります。このように、新しい課題が出てくると思うので、変わっていかざるを得ないものが出てきたときの対応も検討しなければならないと実感しまし

た。

- 教育長職務代理人（百瀬司郎） そういったことが起こり得るということですね。
- 委員（村山晴美） 経済的な負担を軽減していこうという情勢ですが、一時的には経済的な負担や、教職員が対応に気を回さなければいけないということも出てくると思うので、ある意味、負担軽減ではない部分がここ一、二年は増えてしまうのかなというふうに思いました。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） そういう実態をこれからどのように捉えて対応していくかということでありました。

事務局のほうで何かご意見はありますか。その点については、特にはいいですか。

幅総括コーディネーター。

- 総括コーディネーター（幅 誠一郎） コーディネーターの幅と申します。

例えば野球ですが、実はもう鉢盛のユニフォームは着ていません。サザンベースボールスクールというのを着ています。となるとそれぞれそういう負担のところは本当にご迷惑をかけているかなと思います。それから、サッカー部に2年生でただ一人だけ所属している生徒は、3年生が引退した後は自分で違うクラブへ行くと決めているし、ここに書いてある数字がそのまま、もう既にクラブを決めているところもあります。先日芳川体育館でバレーのクラブを見学した際に、鉢盛中から来ている生徒がいました。お母さんに話を伺うと、地域クラブに参加することは理解しているけれども、やはり場所が遠いですねと言われていました。経済的な負担のこともそうですが、距離的な負担というのも含め、しばらく体制が固まっていくかまでは、様々な場面でご迷惑をかけるかもしれないと思っています。

- 教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

それでは、この件についてはこのくらいにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、議案第2号については原案どおり可決ということにしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 教育長職務代理人（百瀬司郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については原案どおり可決すべきということで決しました。ありがとうございました。

◎議案第3号 部活動地域移行に伴う学校施設利用の方針について

- 教育長職務代理人（百瀬司郎） 続いて、議案第3号に移ります。部活動地域移行に伴う学校施設利用の方針についてを議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

内山事務局次長。

- 事務局次長（内山真由美） それでは、資料13ページをお願いいたします。

まず、概要ですが、部活動地域移行に伴いまして、学校施設利用の申請及び施設利用料の徴収についての方針を協議するものになります。

現状ですが、利用までの流れとしましては、利用を希望する団体は、学校に空き状況を確認し、空きがあれば、申請書を学校に提出いたします。そして利用者は所定の金額を構成市村の教育委員会の窓口で支払いをするという流れになっております。

(2) 施設利用料ですけれども、こちらは松本市立小学校中学校条例と同じとなっておりますけれども、アの施設のところでありますが、こちらについて施設料金は表のとおりとなります。その下のイの照明のところですが、こちらも表のとおりとなります。

ページをおめくりいただきまして、14ページですが、(3) 利用件数についてですが、表のとおり3団体が令和6年度にお使いいただいております。種目、活動回数、減免の有無については表のとおりとなります。

なお、一番上の山形剣道クラブにつきましては、鉢盛中学校において剣道部がないため、部活動として追加することが困難でありますので、山形剣道クラブのみ全額減免を講じているという状況になっております。

3の部活動地域移行に伴う学校施設利用の方針(案)ですけれども、(1)が鉢盛中学校を主会場として活動を実施する「鉢盛クラブ」につきましては、当組合中学校条例第7条第1項第1号によりまして使用料を全額減免したいと考えております。

(2) 山形剣道クラブにつきましては、引き続き施設利用料減免の対象としたいと考えています。

(3)の学校施設利用の優先順位としましては、まず1つ目が鉢盛クラブの利用を優先とし、一般団体は鉢盛クラブが使用しない時間帯のみの使用とする。そして2つ目が、施設利用のスケジュール管理は地域クラブ連絡事務局運営業務の委託先、令和7年度はTOYBOXになりますが、そちらのほうにお願いしたいと考えています。

松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例につきましては別紙1のとおりとなっております。

説明は以上です。

○教育長職務代理人(百瀬司郎) ありがとうございます。

それでは、質疑、ご意見のある方、発言をお願いします。

村山委員。

○委員(村山晴美) ご説明、ありがとうございます。

学校施設利用料等の表ですが、これは何かを参考にされたものでしょうか。例えば他の学校と同様の基準である、あるいは松本市立の学校を参考にしているのでしょうか。

○事務局次長(内山真由美) 松本市立小学校中学校条例で定めている金額です。

○委員(村山晴美) これが議決を経た後、施行日は決まっていますか。鉢盛クラブはこれから創設だと思いますが、山形剣道クラブのように先行して使用したい、ソフトテニスの練習

で屋内を使用したい場合、施設利用料を適用していく場合、いつごろから適用開始になるのでしょうか。

○事務局次長（内山真由美） 条例は既に施行されているものなので、現在鉢盛中学校の施設を使うと、表の金額に基づき、利用料を頂いているという状況になります。

○委員（村山晴美） ありがとうございます。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 既に施行されているということですね。

○事務局次長（内山真由美） そうです。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

ほかにありましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、中村委員。

○委員（中村八重美） 一点だけお願いします。鉢盛クラブでクラブ活動ができている場合は全面的に減免されるというようなことですので、鉢盛中学校を起点とした活動がより多く続いていけばいいなと思っています。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 要望ということでもいいですね。

○委員（中村八重美） はい。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

村山委員。

○委員（村山晴美） 一つだけいいですか。現状のところで、今は施設利用料を教育委員会の窓口で支払いますよというふうになっております。今後は、14ページの（3）のイ、施設利用のスケジュール管理は地域クラブの委託を受けていただいているTOYBOXとするとあるのですが、使用料が生じる場所は基本、鉢盛クラブに関係しているところがないので、スケジュール管理だけをTOYBOXが行い、一般の方たちは従来どおり窓口で支払うという形を見込んでいるという理解でよろしいですか。

○事務局次長（内山真由美） 鉢盛クラブは減免になるというところなので、お金の発生する団体は学校でお支払いいただくという、今おっしゃったとおりでよろしいかと思います。

○委員（村山晴美） 少し気になったのは、山形剣道クラブのようにこれまで減免なので、一旦減免していくというような、使用料が減免になるかどうかの線引きもありますし、もし利用料が発生するといったときに、鉢盛クラブと似ているけれども、減免にはならないクラブとなったときに、どのようなお金の管理をするのかというところをもう少し予測しておいたほうがいいのかと思いました。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） お金に関わるものは、減免対象にならないものは全て学校でお預かりして、こちらの事務局のほうで処理をしていただくようになろうかと考えています。

○委員（村山晴美） それは減免になるかどうかとは別問題になってしまうと思うので、恐縮です。ありがとうございました。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

ほかにありましたらお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、この件については特に反対意見等はありませんので、これより採決に入りたいと思います。

議案第3号については原案どおり可決ということでご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ご異議なしと認めます。

よって、第3号については原案どおり可決いたします。

◎議案第4号 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部改正について

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、続きまして議案第4号になります。松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） では、資料19ページをお願いいたします。

まず、1の趣旨ですけれども、刑法等の一部を改正する法律の施行による拘禁刑の創設に伴いまして、松本市議会個人情報保護条例の規定内容に合わせる形で改正を行うものとなっております。

2の改正の主な制定内容ですが、2つありまして、1つ目が条例中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。2つ目が松本市議会個人情報保護条例の規定内容に合わせて用語を整理するものとなります。

3の松本市・山形村・朝日村中学校組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、資料1のとおりとなっております。

改正の内容は、こちらの資料1に記載しております。

19ページにお戻りいただきまして、4の新旧対照表になりますが、こちらは資料2のとおりとなります。28ページの上からが新旧対照表となっております。

5の施行日につきましては、公布の日からとなります。

説明は以上となります。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、この件について、質疑、ご意見のある方はご発言をお願いしたいと思います。

これは懲役を拘禁刑に改めるということですね。

○事務局次長（内山真由美） そうですね、ご覧のとおり、刑法が改正されるということで、国のほうの改正です。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 大本の改正になっているということですね。

ご質問、ご意見、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長職務代理者(百瀬司郎) 特にご質問、ご意見がないようでありますので、これより採決をいたします。

議案第4号については原案どおり可決ということでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長職務代理者(百瀬司郎) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第5号 県費負担教職員の勤務時間等に関する規程の全部改正について

○教育長職務代理者(百瀬司郎) 続きまして、議案第5号 県費負担教職員の勤務時間等に関する規程の全部改正についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

内山事務局次長。

○事務局次長(内山真由美) 55ページをお願いいたします。

こちらの趣旨ですけれども、令和7年度から県費教職員がフレックスタイム制を導入することにより、管理監督権限を有する組合教育委員会において制度の整備が必要となるため、所要の改正を行うことについてご協議するものです。

2の改正内容ですが、県費負担教職員の勤務時間に関する規程の全部を改正し、準用規定を設けた松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校職員の勤務時間等に関する規程を定めるものとなります。

3の規程ですが、57ページにあります資料1のとおりであります。第2条が準用規定ということとなっております。

新旧対照表につきましては、おめくりいただきました裏面に資料2ということで掲載をしております。旧の規程にはそれぞれの項目が載っていましたが、それを準用規定ということでもとめて改正をした形となっております。

5ですけれども、松本市立小学校、中学校及び幼稚園職員等の勤務時間等に関する規程、こちらを準用しているのですが、資料3ということで61ページに載せています。ご参照ください。

6の施行日につきましては令和7年6月6日、7の適用日が令和7年4月1日から適用ということになります。

説明は以上です。

○教育長職務代理者(百瀬司郎) ありがとうございます。

それでは、この件について質疑、ご意見のある方はお願いしたいと思います。

村山委員。

○委員（村山晴美） これは鉢盛中学校の先生方がフレックスタイム制を開始するということの理解でいいのですか。

○事務局次長（内山真由美） 全般的に松本市の職員の規程ですけれども、県費の先生がこういう制度を取れますので、市町村でそれを整備するための規程を改正してくださいということで今回改正になります。

○委員（村山晴美） 規程を定めるということで、鉢盛中学校に勤務される先生はフレックスタイムの申請をした先生が実際に取っていき、それとも全員漏れなく鉢盛中学校に勤務する先生はフレックスタイム制が取れるので、1日の勤務時間を管理して、それを超えたら超過時間としてカウントしていくというような管理をします。ということですか。

○事務局次長（内山真由美） 県から出ているマニュアルが届きまして、それに基づいてという形になります。やりたいという先生方は校長先生に申請をいただいて、この時間は校内にしなければいけないというものもあるものですから、それを調整していただいて運用をいただくという形になります。

○委員（村山晴美） フレックスタイム制が鉢盛中学校の先生方に導入されて、申告制で私はやります、私はやりませんというようなことを校長先生が管理されて、加えて出退勤や超過勤務時間の管理とかも行うということが既に導入されているという理解でよいでしょうか。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 4月1日からということですよ、遡って。

○委員（村山晴美） フレックスタイムは先生方にうまく活用されている雰囲気はあるのでしょうか。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 微妙なところですかね。

○委員（村山晴美） 先生が担任を持っていれば、子どもが登校していれば当然出勤されているのが当たり前、子供たちが帰って、部活動をやるなら退勤せずに学校に残っていることが当たり前みたいな働き方になっているのが、この地域移行も含めて変わっていくだろうという、その基礎づくりというか、そんなところと理解すればよろしいのですか。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 県教委のほうで組み入れて実施に入ることですので、それに倣って各市町村のほうでもそういうことで動きましようということでもあります。学校の先生方もフレックスタイム制で動いているということでもあります。

これについてほかに質問はありますか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、ほかに質問、意見はないようでありますので、これより採決をさせていただきます。

議案第5号については原案どおり可決ということでご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については原案どおり可決ということで決しました。ありがとうございます

いました。

◎報告第1号 令和7年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の
日程について

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、以上で議案については終了として、これからは報告事項ということにさせていただきます。

それでは、報告第1号であります。令和7年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会の第1回臨時会の日程についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小西事務局次長。

○事務局次長（小西えみ） よろしくお願いいいたします。資料65ページをお開きください。

1の趣旨にございますとおり、令和7年7月16日開催予定の令和7年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の日程について報告するものでございます。

67ページをお願いいいたします。

第1回臨時会の日程でございます。先ほど申し上げましたとおり、7月16日水曜日に開催で、場所は山形村農業者トレーニングセンターになります。

1の管理者会ですが、午後2時30分から開催し、内容欄にお示しの事項について協議をいたします。

次に、臨時会は午後3時30分から議員協議会を開催し、議席の指定、議長の選挙、教育長の任命、教育委員会委員の任命について協議を行い、引き続き本会議を開催します。

本会議の日程につきましては、次のページ、68ページに載せてございます。ご覧いただければと思います。

資料67ページにお戻りいただきまして、本会議終了後、休憩を取りまして、再び議員協議会を開催し、お示しの6件を報告いたしまして、閉会となります。

なお、一般質問があった場合は、報告事項の後一般質問になります。通告の締切りは6月27日金曜日の午後となっております。

以上、会期1日で開催するものです。

説明は以上です。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

それでは、この件について質疑、ご意見のある方、ご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 特に質疑、ご意見はないようでありますので、ただいまから集約したいと思います。

特にご意見ありませんので、異議なく承認できるものとして承認としたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長職務代理人(百瀬司郎) それでは、承認と集約させていただきます。

◎報告第2号 令和7年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会の
提出予定議案について

○教育長職務代理人(百瀬司郎) 続きまして、報告第2号であります。令和7年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会第1回臨時会提出予定議案についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

小西事務局次長。

○事務局次長(小西えみ) では、資料69ページをお願いいたします。

趣旨にございますとおり、7月16日開催予定の当組合議会第1回臨時会への提出予定議案について報告いたします。

2の提出予定議案ですが、議案第1号の松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例について、議案第2号の教育長の任命について、議案第3号では教育委員会委員の任命についての3件でございます。

まず、議案第1号の個人情報保護条例の関係につきましては、先ほど協議事項と同様の内容になりますので、説明のほうは省略させていただきます。

次に、議案2号の教育長の任命及び議案第3号の教育委員会委員の任命については資料109ページの人事案件のページをお開きください。

まず、教育長の任命について、資料は111ページになります。当組合の教育長として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして議会の同意を得るものでございます。

教育長には、この3月で教育長を辞職しました伊佐治裕子氏の後任として、当組合の申合せ事項によりまして松本市教育長の曾根原好彦氏を任命したいというものです。任期につきましては、議会で議決の日から残任期間の令和9年7月19日までとなります。経歴等につきましては次ページに掲載してありますので、ご覧いただければと思います。

次に、教育委員の任命について、113ページをお願いいたします。

当組合教育委員会委員として地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の2項の規定に基づきまして議会の同意を得るものでございます。

当組合の教育委員会委員は4名おりますけれども、4名のうち1名は教育長の退任、2名の委員につきましては任期満了ということで、そのため3名の後任者を任命したいというものです。

表の中の上の段の大池昌弘氏でございますが、この3月で山形村の教育長を退任された根橋範男委員の後任として教育委員に任命したいものです。大池委員の任期は議決の日から残

任期間の令和10年11月14日までとなります。

その下、平林昌廣氏は、中村八重美委員が来る7月26日をもって当組合の申合せの任期が満了することから後任として任命したいものです。

教育委員の任期は4年となっておりますが、申合せによりましてうち1名は2村から2年交代で各村の職務代理者を選出することから、今回は山形村の職務代理者であります平林昌廣氏を任命したいというものです。任期は令和7年7月27日から令和9年7月26日までとなります。

同じく下の段、清沢郁恵氏は、村山晴美委員が来る7月26日をもって申合せの任期が満了になることから、後任として教育委員に任命したいものです。保護者代表としての教育委員につきましても申合せにより各市村から2年交代で選出することから、今回朝日村からの推薦によりまして清沢郁恵氏を任命したいというものです。任期は令和7年7月27日から令和9年7月26日までです。

経歴等につきましては次ページ以降に掲載してありますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○教育長職務代理者（百瀬司郎） ありがとうございます。

それでは、この報告について質疑、意見のある方はご意見をお願いします。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理者（百瀬司郎） 特に意見はないようでございますので、ただいまから集約をいたします。

この件については承認したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理者（百瀬司郎） 特にご異議なしと認め、承認といたします。

◎報告第3号 いじめの現状と対応について

○教育長職務代理者（百瀬司郎） それでは、続いて報告第3号 いじめの現状と対応についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

藤松学校長。

○中学校長（藤松隆雄） よろしくお願いいいたします。

報告第3号は本校のいじめの現状と対応について報告するものであります。

2番、いじめの現状をご覧ください。

令和6年度いじめ発生認知件数は6件でございます。

なお、この6件については現在において全て解決しております。

(2) 推移をご覧ください。経緯等もご覧いただければというふうに思います。

いじめの内容でございますが、6件全てが冷やかしからい、悪口といったもので、1名が仲間外れ、集団による無視を重複しているという内容でございます。

3番のいじめについての対応でございますけれども、いじめに関する情報を学校側が得た時点で学級担任及び関係職員が当該生徒及び関係生徒から聞き取りを行い、事実確認を行います。また、得た情報を校長、教頭、教務主任と随時共有しながら、対応方針について確認後、それぞれの指導をしていくということになります。当然、保護者とも情報共有を行い、当該生徒が今後安心して困ったことを家庭で相談できるような環境づくりも整えてまいりました。

再発防止に向けては、全教職員で情報共有し、特に生徒が所属している学年の教職員、学科の教科担任、また、部活動等見守りを行っているところであります。

(2) 番の加害の生徒のほうにも、同様の指導を行っているところであります。

ページをめくっていただいて、本校では、4番の取組みのところとも重なりますが、予防的な観点も含め、いじめ追放宣言の確認を毎年実施しているところであります。

4番の今後の取組みにもありますように、本校においては過去の事例に基づいて年間2回いじめ追放集会を実施しております、6月と12月ですが、今年度は6月27日に実施をされる予定であります。子供たちが幾つかのテーマに沿っていろいろと情報交換や語り合うというような場面を設定しているところであります。

今後の取組みでありますけれども、先ほどの表のページのいじめを発見した経緯をご覧くださいただければと思いますが、6件のうち本人からの訴えというのがゼロであります。なかなかこの年代の子供たちが自分からそういったことを訴えるということは難しいという年代でもございますので、そこに、(1)にありますとおり、時間帯を考慮しながら、いじめやかいかいの発生しやすい廊下といったような場所を教員が定期的に巡回し、2か月に1回程度、いじめ実態調査を行いながら、早い段階での発見、対応できるような準備を整えているところであります。

また、特別教科の道徳を大事に取り組んでおりまして、そういった中で防止の取組、いじめ追放集会等、また、この5月12日はメディアリテラシー講座を行いまして、今大変問題になっていますネット上のいじめやかいかい等に関しても未然予防策として講演会を生徒並びに保護者とともに行いました。そのような形で取組を進めてまいります。

以上であります。

○教育長職務代理人(百瀬司郎) ありがとうございます。

それでは、この件について質疑、ご意見のある方のご発言をお願いします。

村山委員。

○委員(村山晴美) 昨年度発生している6件、6名の生徒は、ふだん自分のクラスにいることが少ないこと生徒なのか、あるいは別の場所で学習している生徒というケースもあるので

しょうか。反対に、ふだん授業を受けている生徒の中で発生するような傾向とかあるのでしょうか。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 藤松学校長。

○中学校長（藤松隆雄） 昨年のことですので、私も細かいところまで把握しない部分がありますが、私が聞き取ったところでは、どちらかというとも後者のほうでございませぬ。また、特別支援学級に係るお子さんの事例もあるというふうには聞いています。どちらかというともっとルームやステップルームのほうではそういった事案を聞いていないということではございませぬ。

○委員（村山晴美） どちらかというともふだん一緒にいる中でいじめが発生しているほうが多いという傾向ではなせぬ。

○中学校長（藤松隆雄） はい。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ほかはよろしいですか。

中村委員。

○委員（中村八重美） 起きている現状の中でいじめを受けたお子さんというものは不登校傾向になりがちではなせぬか。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 藤松学校長。

○中学校長（藤松隆雄） これも私が確認しているところではそういった不登校傾向ということではないということではございませぬ。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） よろしいですか。

ほかにありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 特にご意見がないようではございませぬので、ではこれについては集約をさせていただきます。

特に反対意見等ございませぬので、本件については承認したいと思ひますが、いかがではなせぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、特にご意見がありませんので、この件については承認ということに集約させていただきます。ありがとうございました。

◎報告第4号 「体罰に係る実態把握調査」の結果について

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、引き続き報告第4号 「体罰に係る実態把握調査」の結果についてを議題といたします。

学校長の説明を求めます。

藤松学校長。

○中学校長（藤松隆雄） 第4号につきましては、令和6年4月から令和6年12月までの期間

を対象に、長野県教育委員会が実施した体罰に係る実態把握調査の本校の結果について報告するものであります。

経過については記載のとおりです。

調査結果につきましては、ご覧のとおり的人数で調査をいたしました。体罰事案は報告されませんでした。

その状況を維持していくための今後の対応としては、本校において過去にありました事象のようなことが二度と起きないように我々教職員が研修を重ねながら意識等を高めていくようにしております。また、毎月の職員会議においては必ず非違行為防止研修の時間を設けて大切に扱っております。内容につきまして、直近では、職員会議がございましたが、職員間のパワーハラスメントに係るチェックリストを各自取った後に、その間柄、パワーハラスメントなので職員間とか、管理職から職員というようなものになっているのですが、それを生徒と教師という関係性に置き換えた上で小グループでの協議を行うという形でありましたけれども、そのような形で非違行為防止研修を毎回行っているところであります。同僚性を高めていくことで、お互いの存在がお互いのブレーキになる、そういった雰囲気醸成に努めているところであります。

3番目として、日常生活記録による生徒の声の聞き取りに加え、対象生徒の体罰に関する調査、先ほども申し上げましたが、2か月に一度実施をしているところであります。三者懇談等も行いながら、機会を確保しているところであります。なかなか自分たちからは言いづらいという部分もあるかと思えますけれども、学校に気軽に相談できる環境を整え、今後も体罰根絶のための取組を強化してまいりたいと思えます。

以上であります。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

それでは、この件について質疑、ご意見のある方はご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 特に質疑、意見はないようでございますので、ただいまから集約をいたします。

本件については承認をしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 特に異議なしということでありますので、本件について承認と集約いたします。

◎報告第5号 不登校の現状と対応について

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 続いて、報告第5号 不登校の現状と対応についてを議題といたします。

それでは、学校長の説明を求めます。

藤松学校長。

○中学校長（藤松隆雄） 第5号につきましては、本校の不登校の現状と対応について報告するものであります。

本校不登校の推移は、2番の表をご覧ください。

経年の推移が載せられています。令和7年につきましては5月15日現在でありますので、他との比較が難しいかと思えますけれども、昨年度令和6年度につきましては、いわゆる長期欠席、様々な理由から30日以上欠席生徒が44名、そのうちいわゆる心身の不調で欠席している不登校生徒が29名ということであります。前年度から比較しますと数字としては、人数としては微減という状況でありますけれども、全校生徒の数が減っている関係で比率としては増加しているというのが現状でございます。

重なりますが、令和6年度の不登校生徒は29名というような状況でありました。例年12月あたりをきっかけに欠席者が増えるということで、その一つの要因として、インフルエンザ等でお休みをするということをきっかけにまた休みが増えてしまうようなことが増加率になったのではないかというふうに報告を受けております。

4番ですけれども、本校にはステップルームとほっとルームという2つの校内教育支援センターがございますが、その利用状況でございます。

月ごとの利用生徒数をご覧ください。ステップルームとほっとルームの違いというのは、教科学習を中心としているのがステップルームです。それから、読書やダンス、物づくり、懇談というか、お話などを中心としたほっとルームというふうに分かれています。それらを利用しながら、不登校生徒であった昨年の3年生7名は全員が高校に合格、進学ということになったようであります。2年生4名につきましては、3年進級後、4月から原級に戻り、現在原級にて学校生活を送っていると報告を受けております。

5番の本年度の現状とその対応についてでございます。

不登校ですけれども、現在元気に学校に通っているお子さんたちもいつそうなるか分からないという状況もありますし、実際にこのままいくと心配だというお子さん、実際にもう登校できないお子さんもいれば、家から一歩も出られないというお子さんもいらっしゃるという状況の中で、それぞれにどのような対応をしていくかということでもありますけれども、（1）につきましては、未然防止策というか、予防策ということになるかと思います。研修による授業改善です。本校は数年間にわたって長野県発達障がい情報・支援センターの宮内かつら先生を講師として、特別支援教育についての研修を定期的に行い深めているところであります。これにより、合理的配慮を大切にしながら多様な生徒を包み込んでいく取組を目指して実践をしているところであります。また、松本大学名誉教授の犬飼先生を講師としてお招きし、グループワークトレーニングと申しますが、この研修にも数年間にわたって取り組んでいます。これによって生徒同士が協力しながら各教科の課題を解決したり、ねら

いに到達できたりするよう授業改善に取り組んでいるというところでもあります。我々が研修で学んだことを成果として、授業公開を10月に開く予定でもあります。生徒が授業を通して「学び合うことはおもしろい」とか「学校は楽しい」とか、授業が楽しいということを実感していけば、登校意欲につながっていくだろうというふうに考えて、まずは我々の授業改善、授業力向上を目指してまいりたいというふうに考えております。

(2)につきましては、実際に教室に行くのがもう難しい、困難だというお子さんやちょっと疲れちゃったよというお子さんへの対応ということになります。

先ほども少し説明をいたしました、本校では校内支援センターの中にほっとルームとステップルームがございます。どちらにも生徒相談員や自立支援教員が常駐し、来室する生徒への対応をきめ細やかに行っています。これにより利用している生徒にとっては学校での重要な居場所となったり、教室での授業参加への意欲向上へつながったりしています。

昨年度と本年度の大きな変更点はステップルームでございます。図にもありますように教科指導拡充ということで、パワーを上げるために別室にて少しお休みをしてエネルギーを蓄え、教室に戻ろうというときに勉強の遅れというのが実はネックになって、教室に戻っても勉強がよく分からないと、それが原因でまた戻れないというようなことに課題があるということが昨年校内で話し合われ、そこで今年度はステップルームのところに教科担任を現在張りつけております。28コマ全てに入っているわけではないのですけれども、教科担任が必ず入る時間を1日の中に何時間か置いて、そこで指導する生徒をその段階に合わせて各教科担任が個別の学習支援を行えるようにしています。5月15日現在で累計89名、累計ですので何名かが何回かということになりますけれども、そこを利用して学習をしています。私も時折様子をのぞいていますけれども、1対1で、黒板を使ったりノートを使ったりしながら教科担任が指導をしていて、子供の声としては「丁寧に教えてもらえて分かりやすかった」等の声が聞かれています。このような体制を整えながら、その子たちの様子、状況に応じた支援ができていくといいなと思っているところでもあります。

本年度の5月15日現在での活用状況はそちらにございまして、累計は20人くらいであります。活用している状況です。

校内教育支援センター登校生徒の4月・5月の欠席日数の比較を載せさせていただきました。例として何名か載せてありますけれども、C生というふうに書かれている子は、昨年ステップルームで勉強を重ねて今年度原級のほうで学習を再開させているお子さんということでもあります。B生は、昨年度ほっとルームを使っていたのですが、現在はステップでの勉強を重ねているというお子さんの事例です。D生はこれまで欠席数が大変かさんでいたわけですが、現在はほっとルームへの登校をしていることによって欠席日数が減っているというお子さんの事例でございます。

めくっていただいて、次のページですけれども、(3) (4) (5)とございますが、これは基本的な未然防止のための手立てということになります。小中連携が一つ鍵になるか

なというふうに思いますので、そこに書かれているとおり、小学校時代、不安を抱えている児童につきましては、事前に小学校と連携して通学などの情報共有を密に行うようにしてまいりました。また、地域との連携ということでありましてそこに書かれているように様々な方々に同席いただきながら、情報を共有したり、外部の医療機関や行政機関につなげていくというようなことも細かくやっているところであります。

(5)の生徒の現状認識に向けては、本年度も5月に松本市教委のサポートをいただきながらスクーリング会議を行って、学級担任が「孤立傾向がある」「遅刻が多い」などの13項目の観点でチェックし、検討が必要と認められた生徒については、グループで検討していく会議を実施しているところであります。この会議には市教委及び中信教育事務所のソーシャルワーカー等に支援していただきながら個別支援を始めていけるようにしています。また、昨年度に引き続き「QU」といった客観的な指標や「ASSESS」という客観的なデータが出るものを使いながら、担任がしっかりと生徒のアセスメントをしていくということを重ねてまいります。

報告は以上になります。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

それでは、この件について質疑、ご意見ございましたらお願いします。

中村委員。

○委員（中村八重美） 感想になるかもしれませんが、鉢盛中学校はいろいろな取組みを熱心にごしてくださっていて、子供たちの居心地のいい居場所づくりにとても力を入れてくださっているなということを実感しているところです。地域の施設に先生が出張されてご指導いただくことがあったのですが、本年度はそういう生徒がいるのかどうかということと、1年生の不登校ぎみのお子さんが少ないようですが、学年の雰囲気はどのような感じか、また、小学校から継続的に不登校のお子さんが少なかったのかどうかというところもちお聞きできたらと思いますので、お願いします。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、藤松校長。

○中学校長（藤松隆雄） 最初の質問をもう一度よろしいでしょうか。

○委員（中村八重美） ほっとルームとかステップルームだけではなくて、例えば朝日村の児童クラブの一室を午前中使って、そこに生徒が来て、先生が出張してくださったときがあったんですね。

○中学校長（藤松隆雄） そうですか。

○委員（中村八重美） 隣から男子生徒と先生の楽しそうな会話が聞こえてきたので、先生がお帰りになるとき、私が今日はどうなことをされたのですかと聞いたら、理科の実験をしたとのお返事でした。その理科の実験が生徒にとってきっと不思議で楽しかったのかなと感じました。その生徒は3回くらい利用されてその後学校のほうに行けるようになったとお聞きました。ご家庭の方は駐車場まで生徒さんを送るとすぐに帰っていかれていたのですが、生徒

さんは本当にいい顔をして来てくださっていたので、そのような生徒さんが現在もいるのかどうか、今年もまたして下さるのかどうかというのをお聞きしたいと思ったのですが。

○中学校長（藤松隆雄） 分かりました。

その報告を全く受けていけないので、そういうことをやっていると今初めて確認いたしました。こういうふうにやっていますという報告は受けていませんので、本年度現段階ではそういう該当生はいない、事例はないと思われま。

それから、1年生の様子ですが、例年に比べてそういう傾向の生徒さんが少なかったか、多かったかということについては、把握ができていません。申し訳ございません。ただ、小学校時代から不登校傾向のお子さんは何名かいらっしゃいまして、入学から頑張っているのだけれども、少しずつエネルギーが切れてきて登校が難しくなっているお子さんが既に数名います。一人はほっとルームに通い始めたというようなところでありますので、過去にそういった傾向があるお子さんたちというのはだんだんに休みがちになっていくのかなということとは理解しているところであります。

○委員（中村八重美） ここにも書いてあるように、やはり学校は楽しいところ、おもしろいところ、それが一番子供たちにとっては魅力のある学校だと思います。地域にも鉢盛中学校の生徒さんが出てくださって活動されているので、ぜひその部分も続けていただけたらいいなと思っています・これは要望ですが、お願いします。

○中学校長（藤松隆雄） ありがとうございます。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

鉢盛中学校はほっとルーム、ステップルームと校内の教育支援センターを持っていると同時に、各地域に出向いて出張型の支援センターを行っているという二本立てでやっています。そこで奏功した例が今の例だと思うんですけども、子どもが家で籠ってしまっているところを出てきてくれたという、そういう事例は本当にありがたいなというふうに思いました。校内で支えるのと出張型で支えていくという両面でやっていただいたところが非常によかったなというふうに思いました。

ほかにありませんか。

村山委員。

○委員（村山晴美） 質問ではないですが、先ほどからのいじめ、体罰、そして不登校といったところ、それぞれの角度から学校で複数年にわたって活動してきていただいて、子どもが健やかに3年間学びを充実した場所と時間にしていけるようなご尽力をいただいていることに保護者としてとても感謝をしています。

ほっとルーム、ステップルームといった支援センターをつくっていただいて、各子どもの個性に合わせた活動を今年度も実施していただいているということで、5月15日現在で累計89人が利用していると報告をいただきました。この数字は同一生徒が複数回利用しているので、当然の結果ではありますが、多くの生徒の拠り所になっていると受け止めました。この

数字が増加することが必ずしも望ましいとは言えないですが、このような場所があるというのが生徒たちにとって非常に重要だと思います。学校全体の雰囲気として利用する生徒が特別視されておらず、生徒たちが原級に行ったり、時間によってはほっとルームに行ったりしていることに違和感がないという状態は、それは非常によい環境だなと私は受け止めています。

話題が若干変わるかもしれませんが、支援学級が数年前に比べ増加しているような印象を持っています。一つの支援学級に何名いるのかといった詳細は、保護者の立場として把握していない状況です。多様化している現状を考えると、原級と支援学級との関わり方についても今後検討の余地があると感じたところであります。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

感想ということではよろしいですか。

○委員（村山晴美） はい。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、ほかにありましたらお願いします。

よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、特に意見、質問等ないようでございますので、ただいまから集約をしたいと思います。

本件については承認としたいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 特に意見がございませんので、承認と集約をいたします。ありがとうございました。

◎報告第6号 組合立鉢盛中学校への再生可能エネルギーの導入について

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、続いて報告第6号であります。組合立鉢盛中学校への再生可能エネルギーの導入についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

内山事務局次長から。

○事務局次長（内山真由美） 資料125ページをお開きください。

1の趣旨ですが、松本市・山形村・朝日村を含む官民8者が出資して設立した松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社（MZCE）と連携して、鉢盛中学校への再生可能エネルギー導入について報告をするものであります。

2のMZCEについてですが、これは再生可能エネルギーの供給・開発等により松本平の脱酸素社会を実現して、地域内経済循環の構築と地域課題解決に貢献することを目的とした会社となります。

体制や事業目的、主な事業内容は、そこに記載のとおりでございます。

3の組合立鉢盛中学校への再生可能エネルギー導入の概要ですが、令和7年当初から、松本クリーンセンターでの廃棄物発電により得られた再エネ電力、こちらは環境価値付き電気と言いますが、これをMZCEから購入いたしまして、鉢盛中学校で使用をすることといたします。

4の導入により期待できる効果としましては、地域の脱炭素化及び地域経済循環に貢献することが期待できます。

ページをめくっていただきまして、126ページにあります5の松本市における経過でございますが、令和4年7月に松本市役所ゼロカーボン実現プランを策定しまして、令和6年8月にMZCEが設立されました。

同年11月に松本市とMZCEは連携協定を締結しております。

そして令和7年4月1日から、市有施設56施設で導入を開始しております。

次の6、松本市・山形村・朝日村中学校組合における経過ですけれども、令和6年11月に松本市の環境課から、こちらの再生可能エネルギーの導入についての打診がございました。そして令和7年2月に中学校組合においても松本市に準じて導入する方針を決定いたしまして、この4月1日から導入を開始するという経過になっております。

次の7の連携協定の内容ですが、まず、(1)としまして、松本市とMZCEとの連携協定の締結事項ですけれども、6点ございます。地域由来の再生可能エネルギーの調達、地域由来の再生可能エネルギーへの市内への供給に関する事項等、こちら6項目となっておりますので、ご覧ください。

(2)の山形村・朝日村とMZCEの連携協定につきましては、こちらは松塩地区広域施設組合とMZCEは、エネルギーの地産地消に関する連携協定を松本市とMZCEが連携協定を締結したのと同じ日に締結いたしまして、施設組合の構成市村であります山形村・朝日村とMZCEは、松本市と同様の内容の連携協定を締結しております。

8の購入単価につきましては、購入単価は中部電力ミライズと同額としているために、契約の切り替えによるコスト等はございません。

報告は以上になります。

○教育長職務代理人(百瀬司郎) ありがとうございます。

それでは、この件について質疑、ご意見がありましたら、お願いします。

市有施設56施設で導入ということですが、これは主に学校ですかね。特にございませんので、集約をさせていただきます。

この件については承認としたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長職務代理人(百瀬司郎) それでは、この件については承認、集約したいと思います。ありがとうございます。

◎報告第7号 学習用1人1台端末の更新に係る国が定めた整備計画の策定について

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、続きまして、報告第7号 学習用1人1台端末の更新に係る国が定めた整備計画の策定についてを議題といたします。

それでは、内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） 127ページをご覧ください。

1の趣旨ですけれども、令和2年度から賃貸借により整備しました学習用1人1台端末の更新に関しまして、国の補助金の関連要領に基づきまして、整備する計画を策定して公表することについて報告するものになります。

2の経過ですが、令和6年4月1日から、県のGIGAスクール会議が4回行われまして、11月には校長会で端末等の次期更新に係る調達方針を報告しております。そして令和7年3月に市町村共同調達のプロポーザル審査会を県が実施しまして、審査結果の通知を現在受けているところになります。

3の計画内容ですが、長野県の指定様式によりまして、4つの計画を策定いたします。

まず、1つ目が端末整備・更新計画、こちらは129ページの別紙1のとおりとなります。

2つ目がネットワーク整備の計画、こちらは別紙2の130ページの資料になります。

3つ目が校務DX計画、こちらは131ページの別紙3、こちらも内容どおりとなります。

そして（4）1人1台端末の利活用に係る計画が132ページの別紙4のとおりとなります。

こちらが実施されまして、1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学校の姿やGIGA第1期の総括、そして3つ目が1人1台端末の利活用の方策が記載されています。

4の今後の予定ですが、令和7年6月下旬にプロポーザルによって決められました第1位優先交渉権者と契約を締結する予定となっております。そして8月から、学校・園の納品が開始しまして、11月末までそれを行います。そして12月から新環境での利用を開始する予定となっております。

報告は以上です。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございます。

それでは、この件について質疑、ご意見ありましたら。

中村委員。

○委員（中村八重美） この端末のGIGAスクールのことはいろいろ報道がされたりとか、本当に十分生かされているのかどうかというところがまだ課題として残っているかなというところを感じるわけですが、国の補助金は端末の全額が補助をされているのですか。それから、一つこれは要望ですけれども、これから子供たちに端末を使っただけの授業も増えてくると思うんですけれども、大事なことなんですよ。それに指導してくださる先生方たちも大変だろうと思うんですが、子供たちはいろんなことをそこで学んでいかれるような広がりがある

る対応をしていただけたらいいなと思っています。できるだけ活用できるような、またそれが将来にわたって必要とされている大事なG I G Aの部分だと思いますので、これはお願いも兼ねてお伝えをしたいと思います。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） では、内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） 国の補助金の対象となるのは児童生徒数分とあと予備費も対象となっております。

○委員（中村八重美） その他は組合負担でしょうか。

○事務局長（赤羽志穂） 補助額ですが、対象となるのは児童生徒数と予備機として何パーセント分というのがあるのですが、それに対して本体について3分の2まで、上限5.5万円というところになっています。また、これまで整備されなかった校長先生などの教員も端末を整備していくことになっています。

○委員（中村八重美） 一時、高額で国でもしっかり方向性が定まらないという話題になったので、どのように市町村が対応していくのかと興味を持っていました。よく分かりました。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） よろしいですか。

ほかにありましたら、お願いします。

村山委員。

○委員（村山晴美） 今ご説明の際に、生徒に加えて教職員の方にも拡充という形に申請が行われるというお話だったのですけれども、別紙1に書いてある児童生徒数、予備費を含む整備上限台数というところは、申請のときに使った計画書だと思うのですが、令和6年、令和7年、令和8年はこの人数という形の中で、令和7年度で454台申請しますという計画書ですという理解で合っているでしょうか。それは更新率111%ということで、予備台数59台、この59台予備というのは生徒以外のところへ充てられるだろうという意味でしょうか。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 予備機の説明ですね。

○事務局次長（内山真由美） 児童生徒の故障端末の対応として、人数の最大15%が予備費として調達できるという、その部分になります。

○委員（村山晴美） 分かりました、では先ほどあったように教職員の予算の補助も出るのだけれども、ここには含まれていないと思って、それが含まれるのでしょうか。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 教職員分は含まれているか。

三浦主任。

○事務局主任（三浦佑太） ご質問のところについて、まず、別紙1の395、これが児童生徒数で、その下にありますが、これは教職員分が補助対象外ということですが、先生たちが使用する端末の拡充ということで、今回42台を先生たち用ということで計上しております。395に対して、先生たち分42台を足すと③の整備台数437という数字になります。

上の454という数字につきましては、先ほどご説明を申し上げましたとおり、395に対して15%以内の範囲で予備機をとということでありますので、下に書いてある予備機の台数59台、

こちらと395を足すと台数が454台、補助の対象となるのがこの454台ということになります。
以上です。

○委員（村山晴美） 実際454台申請できる中で437台を申請したという理解で合っていますか。

○事務局主任（三浦佑太） 今回、補助の対象として申請するのは454台です。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） よろしいですか。

ほかにありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 特にないようでありますので、それでは、ただいまから本件について集約いたします。

本件については承認としたいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理人（百瀬司郎） 特にご異議なしと認め、それでは、承認として集約をいたします。

ありがとうございました。

それでは、本日提案された報告事項全て終了ということになります。

◎その他

○教育長職務代理人（百瀬司郎） それでは、5番のその他、ございますでしょうか。

よろしいですか。

事務局もいいですか。

三浦主任。

○事務局主任（三浦佑太） 事務局から連絡いたします。

先ほどの報告事項にもありましたが、次回の7月臨時会の日程についてお伝えします。

7月16日水曜日、場所は山形村ということになりまして、管理者会が2時30分から3時15分まで、本会議が3時30分から5時までということになりますのでよろしくお願いいたします。

もう1点、日程変更があったものがございますので、こちらでご報告をさせていただきます。

もともと12月24日に予定をしておりました第1回の総合教育会議ですが、日程の変更がありまして12月22日、時間は変更がなく3時から4時30分ということになりますので、ご報告させていただきます。

事務局からは以上です。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） ありがとうございました。

◎閉 会

○教育長職務代理者（百瀬司郎） それでは、以上をもちまして、令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合の第1回の定例教育委員会を終了させていただきます。

どうもお疲れさまでした。

会議録調製職員 松本市・山形村・朝日村中学校組合事務局 主任 三浦 佑太

令和7年6月6日

署名委員 村 山 晴 美

署名委員 中 村 八 重 美